

(人事労務担当者が留意しなければならない事項)  
**年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ**  
正社員、非正規社員全てに配慮が必要です！

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

年度替わりは人事異動の時期であり、また労働基準法、労働安全衛生法、高年法、パート労働法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。さらに改正パート労働法は平成27年4月1日に施行され「均衡処遇規制の強化・説明責任・相談窓口の設置」が求められます。3～4月に集中する労働関係の手続、人事異動時の対応、改正法に基づく人事労務対応等について専門家が解説します。

記

- 1 日時 平成27年2月13日(金) 13:30～16:00 (開場・受付は13:00～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階セミナー室  
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 北岡 大介 氏 (北岡社会保険労務士事務所代表)
- 4 内容 就業規則、賃金規則の変更手続  
時間外休日労働協定の手続(労働者代表の選任、限度基準とは?、協定単位は?など)  
年次有給休暇の日数管理(退職予定者、中途採用者の取扱など)  
人事異動に伴う各種資格者の選任補充(安全衛生管理者・推進者、短時間雇用管理者等)  
面接、内定、雇用契約、研修などの留意点  
改正パート労働法により必要となる手続(相談窓口の設置)
- 5 受講料(テキスト、消費税含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円
- 6 定員 30名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から2月6日まで2週間ない場合は2月6日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

|                                        |                 |         |              |
|----------------------------------------|-----------------|---------|--------------|
| • 銀行名                                  | 三菱東京UFJ銀行田町支店   | • 口座番号  | 普通預金 0397963 |
| • 口座名義                                 | 一般社団法人 三田労働基準協会 | • 名義人住所 | 東京都港区芝 4-4-5 |
| • 振込人名の前に、講習会の月日を記入ください(例0213 〇〇カイシャ等) |                 |         |              |

- ③受講の取消:2月6日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
  - ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。
- 8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>  
電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692